

平成30年1月24日提出

## 諮問案件

②札幌圏都市計画地区計画の見直し方針

【石狩市決定】



# ★札幌圏都市計画地区計画の変更について

## 1. 見直しを行う地区計画

この度、地区計画区域内の具体的なルールを定めるためのもととなる建築基準法が、関係する法令の改正等により、大きく3項目について改正されたことに伴い、地区計画の規制内容の見直しが必要となりました。

そこで市では、見直し項目である次の①～③のいずれかに該当する合計9地区についてを見直すこととしました。

※関係する法令 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」）、都市緑地法、

障害者自立支援法

### ①建築制限の変更

#### （風営法の改正に伴う建築基準法の改正）

風営法の改正に伴う建築基準法の改正では、市内に定めている地区計画（全13地区）について、改正後の用途地域と地区計画の組み合わせ（建築制限）を検討しました。

その結果、各地区的地区計画を定めた当初の土地利用の方針を尊重し、「花川北地区」、「本町中央地区」の2地区について見直します。

### ②条項ずれ

#### （都市緑地法の改正に伴う建築基準法の改正）

都市緑地法の改正に伴う建築基準法の改正では、地区計画の中で建築基準法の条項を引用している箇所について、記載事項に変更が生じる「花川東地区」及び「本町東地区」の2地区について見直します。

### ③語句の表現変更

#### （都市緑地法などの改正に伴う建築基準法の改正）

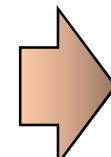
都市緑地法の改正及び障害者自立支援法の施行に伴う建築基準法の改正では、地区計画の中で建築基準法の文言を引用している箇所について、記載事項に変更が生じる8地区について見直します。また、この改正にあわせて、所要の改正も行います。

## ●見直しを行う地区計画一覧表

地区名	内容 要因	建築制限 の変更	条項ずれ	語句の表現変更		
				都市緑地法の 改正 (建築基準法別 表第2 (り)項⇒(ぬ) 項)	都市緑地法の 改正あわせた 改正 (建ぺい率⇒建 蔽率など)	障害者自立支 援法の施行に 伴う改正 (身体障害者福 祉ホーム⇒福祉ホーム)
花川北	○	—	—	○	—	—
花川北1条6丁目	—	—	—	—	—	—
石狩都心	—	—	—	—	—	—
樽川中央	—	—	○	—	○	—
緑苑台ニュータウン	—	—	○	—	○	—
花川南6条5丁目	—	—	—	—	—	—
樽川ニュータウン	—	—	○	—	○	—
樽川エルタウン	—	—	○	—	○	—
花川東	—	○	—	—	○	—
八幡	—	—	—	—	—	—
本町中央	○	—	○	—	○	—
樽川平和	—	—	○	—	○	—
本町東	—	○	○	—	—	—

○…見直し有 —…見直し無

今回、見直  
しを行う地  
区



○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—

変更地区合計 9地区

## 2. 建築制限の変更について(「風営法」の改正による建築基準法の改正)

### (1) 風営法改正の概要

近年のダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、これまで風俗営業として規制されていた客にダンスをさせる営業の「ダンスホール」及び「ナイトクラブ」を風俗営業から除外する風営法の改正が行われました。

この改正に伴い、建築基準法が改正され、「ダンスホール」及び「ナイトクラブ」の取扱いが変更となりました。

#### ①ダンスホールに係る改正(平成27年6月24日施行)

建築基準法上の取扱いが「キャバレーの類」から「カラオケボックスの類」へ変更。

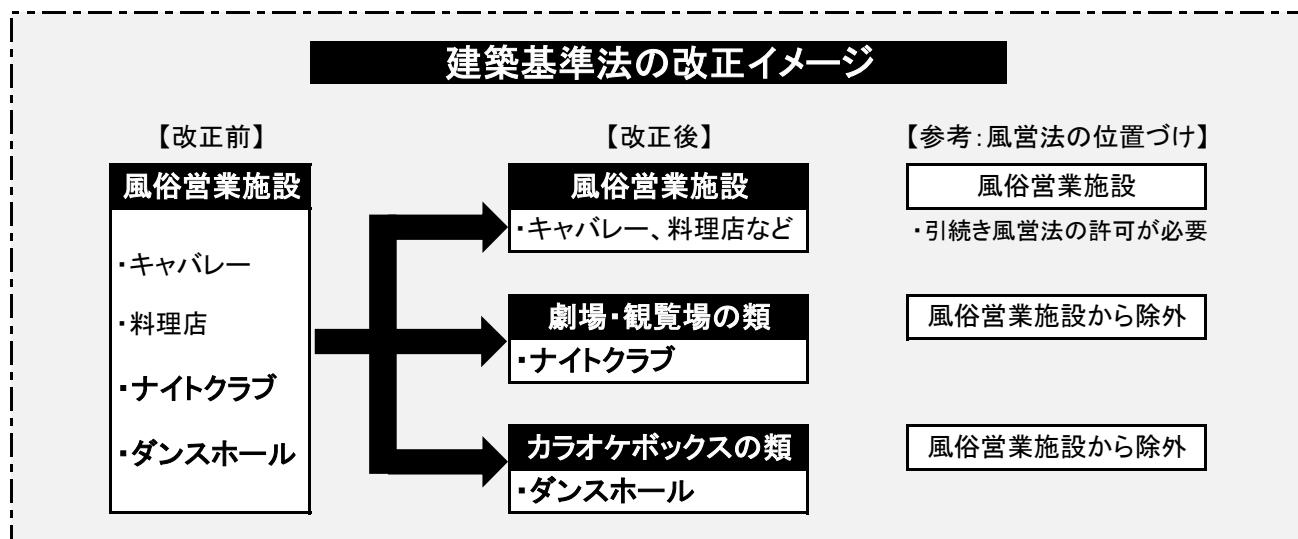
(参考) ダンスホールの定義～客にダンスをさせる営業(飲食、接待なし)

#### ②ナイトクラブに係る改正(平成28年6月23日施行)

建築基準法上の取扱いが「キャバレーの類」から「劇場(観覧場)の類」へ変更。

(参考) ナイトクラブの定義～客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(接待なし)

### 建築基準法の改正イメージ



### (2) 法改正に伴う用途地域の制限内容

#### ① 用途地域上の制限内容

用途地域は、土地利用の誘導を図ることにより、種類の異なる建物の混在化による生活環境や業務利便性の悪化を防ぎ、良好な市街地環境の形成を図る制度で、市街地を住居系・商業系・工業系など、その利用目的に応じて区分し、建築のルールを定めています。

今回の改正による、建築基準法における「ダンスホール」、「ナイトクラブ」の用途の取扱いについては次のとおりです。

用途地域 (略称)	ダンスホール		ナイトクラブ	
	改正前	改正後	改正前	改正後
① 第二種住居地域 (二住)	×	△	×	×
② 準住居地域 (準住)	×	△	×	▲
③ 近隣商業地域 (近商)	×	○	×	○
④ 商業地域 (商業)	○	○	○	○
⑤ 準工業地域 (準工)	○	○	○	○
⑥ 工業地域 (工業)	×	△	×	×
⑦ 工業専用地域 (工専)	×	△	×	×

○ …建築可

× …建築不可

△▲…建築できるが規模制限あり

△ 10,000m<sup>2</sup>以下

▲ 客席200席未満

法改正により建築可能  
な用途地域が、④～⑤  
から①～⑦へ拡大

法改正により建築可能  
な用途地域が、④～⑤  
から②～⑤へ拡大

## 札幌圏都市計画地区計画の見直し方針について

#### ●建物制限が変更となった用途地域内に定めている地区計画の内容と見直し(案)



○ ..建築可

× ·· 建築不可

△▲・・建築できるが規模制限あり

△ 10,000m<sup>2</sup>以下

▲ 客席200m<sup>2</sup>未満

※ 地区計画の決定当初は、区域の一部に商業地域があり、地区計画によりダンスホール、ナイトクラブを規制していた

**注1:** ダンスホールは既に類似用途(カラオケボックスの類)が建築できないため、建築不可である

※<sup>1</sup> 法改正により用途地域内の建築物の用途制限が緩和されても、現行地区計画の上乗せにより、最終的な用途制限に影響が及ばないことから、現行の地区計画を変更しない地区。

※<sup>2</sup> 法改正による用途地域内の建築物の用途制限の緩和に伴い、現行地区計画上乗せ後の用途制限も緩和されるが、「地区計画の見直し方針」(その他の地区)に基づき現行の地区計画を変更しない地区。